

平成17年12月

J R自治医大駅・J R小金井駅地区  
バリアフリー

交通安全特定事業計画

栃木県警察本部

## 栃木県交通安全特定事業計画

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第3条の規定による基本方針及び第11条の規定に基づき、また、国分寺町JR自治医大駅、JR小金井駅移動円滑化基本構想に即して、「JR自治医大駅重点整備地区交通安全特定事業計画」並びに「JR小金井駅重点整備地区交通安全特定事業計画」を下記のとおり定める。

### 記

#### 1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（別添周辺地図参照）

##### (1) JR自治医大駅

ア JR自治医大駅西口交差点から同駅東方祇園1丁目交差点までについての道路の区間

国道4号線及び自治医大停車場線（県道336号線）（別添地図参照）

イ 祇園1丁目交差点から自治医大前交差点までについての道路の区間

小山南河内線（県道339号線）（別添地図参照）

##### (2) JR小金井駅

ア 小金井駅北交差点から川名子交差点までについての道路の区間

国道4号線（別添地図参照）

イ 小金井駅北交差点から国分寺町役場前交差点までについての道路の区間

主要地方道栃木二宮線（県道44号線）（別添地図参照）

ウ 日酸児童公園前交差点からJR小金井駅前（西）交差点、JR小金井駅東交差点までについての道路の区間

町道

#### 2 前号の道路の区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施

予定期間

##### (1) JR自治医大駅

ア 実施事業内容

既設信号機への視覚障害者用付加装置、高齢者感應装置及び弱者感應装置の整備（対象信号機5箇所）

イ 実施予定期間

平成17年度から平成22年度まで

##### (2) JR小金井駅

ア 既設信号機への視覚障害者用付加装置、高齢者感應装置及び弱者感應装置の整備（対象信号機14箇所）

イ 実施予定期間

平成17年度から平成22年度まで

(3) 上記(1)、(2)の道路の区間

ア 実施事業内容

横断歩道上、バス停付近等における違法駐車車両の指導取締り  
視覚障害者用誘導用ブロック上等における放置自転車の撤去  
違法駐車行為の防止のための広報、啓発活動の実施

イ 実施予定期間

平成17年度から平成22年度まで

3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(1) 高齢者、身体障害者等からの意見の聴取

上記事業の実施に当たっては、JR自治医大駅、JR小金井駅、自治医大、小金井町役場、を利用する高齢者・身体障害者、地元の住民、学識経験者・身体障害者関連団体の代表者等からの意見聴取、及び現場説明を実施する。

(2) 高齢者、身体障害者への情報提供

ア 音響信号機、歩行者青時間延長信号機については、その旨がわかるよう表示板を設置するとともに、押しボタンの位置をわかりやすいよう措置する。

イ 町と協力し、バリアフリーマップを作成し、配布する。

(3) 関係機関との連携の強化

国分寺町において、相互の事業の進捗状況を確認するための意見交換を行なうとともに、栃木県道路交通環境推進連絡会議において定期的に事業の検討及び点検を行う。

(4) 周辺の交通規制等との整合性の確保

信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の導線を調査し、信号機、横断歩道の移設等を検討する。

また、交通規制の実施に当たっては、周辺の交通規制について、交通流の秩序化が図れるよう、周辺道路へ与える影響を常に調査し、必要な周辺の交通規制の見直しを実施する。

(5) 違法駐車行為の防止のための事業における配意事項

違法駐車を取り締まり、放置自転車の撤去、広報啓発活動等の違法駐車行為の防止に資する事業を関係機関等と連携して、重点的かつ、計画的に実施する。

平成18年1月

J R 石橋 駅 バリアフリー  
交通安全特定事業計画

栃木県警察本部

## 栃木県交通安全特定事業計画

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第3条の規定による基本方針及び第11条の規定に基づき、また、石橋町ＪＲ石橋駅移動円滑化基本構想に即して、「ＪＲ石橋駅重点整備地区交通安全特定事業計画」を下記のとおり定める。

### 記

#### 1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（別添周辺地図参照）

##### ＪＲ石橋駅

- ・ ＪＲ石橋駅西口交差点から石橋総合病院前交差点までについての道路の区間  
主要地方道鹿沼石橋線（県道65号線） 町道（別添地図参照）
- ・ 石橋町役場前交差点から古山小北東交差点までについての道路の区間  
主要地方道鹿沼石橋線（県道65号線） 町道（別添地図参照）

#### 2 前号の道路の区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

##### (1) ＪＲ石橋駅

###### ア 実施事業内容

既設信号機への視覚障害者用付加装置、高齢者感應装置の整備  
（対象信号機7箇所）

###### イ 実施予定期間

平成17年度から平成22年度まで

##### (2) 上記道路の区間

###### ア 実施事業内容

横断歩道上、バス停付近等における違法駐車車両の指導取締り  
視覚障害者用誘導用ブロック上等における放置自転車の撤去  
違法駐車行為の防止のための広報、啓発活動の実施

###### イ 実施予定期間

平成17年度から平成22年度まで

#### 3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

##### (1) 高齢者、身体障害者等からの意見の聴取

上記事業の実施に当たっては、ＪＲ石橋駅、石橋町役場、石橋総合病院を利用する高齢者・身体障害者、地元の住民、学識経験者・身体障害者関連団体の代表者等からの意見聴取、及び現場説明を実施する。

##### (2) 高齢者、身体障害者への情報提供

ア 音響信号機、歩行者青時間延長信号機については、その旨がわかるよう表示板

を設置するとともに、押しボタンの位置をわかりやすいよう措置する。

イ 町と協力し、バリアフリーマップを作成し、配布する。

(3) 関係機関との連携の強化

石橋町において、相互の事業の進捗状況を確認するための意見交換を行なうとともに、栃木県道路交通環境推進連絡会議において定期的に事業の検討及び点検を行う。

(4) 周辺の交通規制等との整合性の確保

信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の導線を調査し、信号機、横断歩道の移設等を検討する。

また、交通規制の実施に当たっては、周辺の交通規制について、交通流の秩序化が図れるよう、周辺道路へ与える影響を常に調査し、必要な周辺の交通規制の見直しを実施する。

(5) 違法駐車行為の防止のための事業における配意事項

違法駐車を取り締まり、放置自転車の撤去、広報啓発活動等の違法駐車行為の防止に資する事業を関係機関等と連携して、重点的かつ、計画的に実施する。